

訪問リハビリテーション 料金表

令和3年9月1日現在

介護老人保健施設 シルバーケアまほろば

※介護保険一部負担額1割の方

(単位:円)

要介護1～5の方

訪問リハビリテーション費	1回につき	307
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	1月につき	180
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	1月につき	213
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	1月につき	450
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	1月につき	483
リハビリテーションマネジメント加算は、(A)イ～(B)ロのいずれかを算定します。		
短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき	200
医療機関若しくは介護保険施設から退院(所)した日又は認定日から起算して3月以内に利用した場合		
移行支援加算	1日につき	17
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき	6

※桜井市は地域区分が7級地にあたるため、地域区分加算(1.7%)が全単位に加算されます。

※新型コロナウイルス感染症対策費として、0.1%が訪問リハビリテーション費に加算されます。(令和3年9月30日まで)

要支援1および要支援2の方

訪問リハビリテーション費	1回につき	307
短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき	200
事業所評価加算	1月につき	120
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき	6
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	1回につき	-5

※桜井市は地域区分が7級地にあたるため、地域区分加算(1.7%)が全単位に加算されます。

※新型コロナウイルス感染症対策費として、0.1%が訪問リハビリテーション費に加算されます。(令和3年9月30日まで)

保険外費用(該当する全ての利用者)

通常の事業の実施地域を越えて事業を実施するために要した交通費は実費負担となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額となります。

- (1)通常の事業の実施地域を超えた地点から片道5km未満200円
- (2)通常の事業の実施地域を超えた地点から片道5km以上10km未満300円
- (3)通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10km以上500円